

# 業務及び財産の状況に関する説明書類

第26期 令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

令和5年8月29日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 双葉監査法人

所在地 東京都新宿区西新宿7丁目8番12号

昇立西新宿ビル

代表者 統括代表社員 菅野 豊

## 一、業務の概況

### 1. 監査法人の目的及び沿革

#### 監査法人の目的

一 財務書類の監査又は証明を行うこと

二 財務書類の調製をし、財務に関する調査もしくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずること

#### 監査法人の沿革

平成10年4月23日東京都新宿区にて双葉監査法人設立

平成20年6月6日目的に上記二項業務を追加

平成22年9月11日東京都新宿区内にて現所在地に移転

### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

令和5年6月30日現在、当監査法人は無限責任監査法人であります。

### 3. 業務の内容

#### (1) 業務概要

当期の監査証明業務は26社に対し実施いたしました。

内訳は、金商法・会社法監査4社、会社法監査1社、学校法人監査13社、労働組合監査2社、任意監査6社であり、業務収入は163,205千円となっております。

また、非監査証明業務は4社、業務収入は4,250千円となっております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

令和5年6月30日現在

(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	4 社	4 社
② 金商法監査	一 社	一
③ 会社法監査	1 社	一
④ 学校法人監査	13 社	一
⑤ 労働組合監査	2 社	一
⑥ その他の法定監査	一 社	一
⑦ その他の任意監査	6 社	一
計	26 社	4 社

(4) 非監査証明業務の状況

種別	対象会社数
大会社等	一 社
その他の会社等	4 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

業務管理体制の整備及び業務の運営に当たっては、平成28年1月27日付日本公認会計士協会会長通牒平成28年第1号の趣旨及び品質管理レビューの結果を踏まえて、以下の措置を講じております。

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人では、品質管理規程を定め、業務の品質管理に努めております。当監査法人では、統括代表社員が、監査事務所としての品質管理システムに関する最終的な責任者であり、その整備及び運用に関する責任者を明確にしております。また、監査責任者は、専門職員が品質管理規程を遵守して監査業務を遂行するよう指導監督するとともに、監査の品質の維持向上を図ることが自らの責任であることを自覚し、営業や業績上の考慮事項を監査の品質に優先させてはならないこととしております。さらに、当監査法人では、品質管理規程及び監査業務の品質を重視している旨を専門要員に対し、研修会や監査責任者の指導を通じて周知徹底を図っております。また、当監査法人では、法令等を遵守して監査を実施すべきことの重要性を機会あるごとに専門要員に伝えております。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスクに関する品質管理の責任者は品質管理担当者としております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

業務の品質の管理の方針の策定

①独立性の保持の方針の策定

・職業倫理

当監査法人では日本公認会計士協会が定める倫理規則を遵守するほか、研修会等での説明を通じて、当監査法人及び専門要員がこれらの規程を遵守することを合理的に確保しております。監査責任者は、上記規定を遵守するとともに、監査業務の各局面において監査チームのメンバーがこれらを遵守していることを確かめることとしております。

・独立性

当監査法人では、倫理規則等に定める独立性に関する規定を遵守するほか、品質管理規程に独立性保持に関する事項を定め、独立性に関する確認書の収取、情報の収集及び伝達、大会社等にかかる監査業務のローテーション等を通じて、当監査法人及び専門要員がこれらの規定を遵守することを合理的に確保しております。監査業務のローテーションについては、2020年2月20日付日本公認会計士協会会长通牒2020年第1号の趣旨を踏まえ、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に基づいて、ローテーションの方針及び手続にかかる規程として品質管理規程を定めており、当該規程において、監査責任者及び審査担当者に対し、公認会計士法に定める大会社等の監査業務については、倫理規則で定める一定期間のローテーションを義務付けております。監査責任者は、上記事項を遵守するとともに、監査業務の各局面において監査チームのメンバーがこれらを遵守していることを確かめております。

②監査契約の新規の締結及び更新

・当監査法人では、監査契約の新規締結及び更新にあたり、当該監査業務に適した能力・経験を有する専門要員の確保の状況等、関与先の誠実性、及び当監査法人が倫理規則等を遵守できるか、等の観点から、その可否の判断を行っております。

・監査責任者は、監査契約の新規締結及び更新が上記方針と手続に従って適切に行われていることを確かめ、その判断に影響を及ぼす情報がある場合は、監査法人に伝達することとしております。

・監査業務の契約条件の合意に当たっては、監査基準報告書210、800及び805にそれぞれ準拠するものとしています。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定め、監査責任者は当該手続が適切に行われていることを確かめることとしております。

③専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

- ・当監査法人では、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する規程を設け、監査業務の質を合理的に確保するために必要な適性、能力及び経験を備えた専門要員を十分に確保しております。
- ・監査責任者は、監査責任者及び監査チームのメンバーが、当該監査業務に必要な能力、適性、経験及び独立性を保持し、十分な時間を確保できることを確かめております。
- ・社員の報酬決定に当たっては、品質管理への取り組みと成果が反映される方針を採っております。
- ・当法人はすべての専門要員に対して継続的な教育・訓練を受けることの必要性を機会あるごとに伝えており、日本公認会計士協会会則第122条第4項及び継続的専門能力開発制度に関する細則第23条第1項で定める必要な単位数を履修しなければならないこととしております。

#### (不正リスクへの対応)

当法人は、専門要員に不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供し、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査責任者は専門要員の不正に関する知識及び能力の程度を考慮することとしております。

#### ④業務の実施

##### ・監査業務の実施

当監査法人では、品質管理規程に監査業務の実施に関する規定を定めるほか、監査マニュアル及び毎回の監査計画書・監査手続書を定めることにより、監査業務の質を合理的に確保しております。監査責任者は、上記各規程を遵守し、監査チームのメンバーに対し適切な指示・監督を行い、査閲により監査調書が適切に作成されていることを確かめております。特別目的等の監査の場合には、監査基準報告書800、805を適用することにしています。

#### (不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について監査責任者は不正リスクに適切に対応できるように監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負うこととしております。また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達し、監査責任者はそれを確かめなければならないこととしております。

##### ・専門的な見解の問合せ

当監査法人では、品質管理規程に、専門的な見解の問合せに関する規定を定め、監査責任者がこれを遵守していることを確かめています。また、監査責任者は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、上記規定を遵守して適切に専門的な見解の問合せを実施することとしております。

#### (不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について不正による重要な虚偽表示の示唆及び疑義がある場合、監査責任者は適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討する責任を負うこととしております。

##### ・監査上の判断の相違

当監査法人では、品質管理規程に、監査上の判断の相違に関する規定を定め、監査責任者がこの規定に従って判断の相違を適切に解決しない限り、監査報告書を発行しないこととしております。

- ・監査業務に係る審査

当監査法人では、品質管理規程に監査業務の審査に関する規定を定めるほか、審査規則及び審査実施要領を定め、これらの規定に従って適切な審査が行われていることを確かめております。監査責任者は、上記規程に従って監査業務に係る審査を受け、その内容及び結論を文書化しております。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は不正による重要な虚偽表示の疑義の有無を判断し、疑義がある場合、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討しなければならないこととしております。なお、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、それに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任し、必要に応じて追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施し、また監査責任者は当法人の定める方針及び手続に従つて審査担当者が選任されていることを確かめることとしております。

③品質管理システムの監視

- ・当監査法人では、品質管理規程に、品質管理システムの監視に関する規定を定め、これらの規定に従って品質管理のシステムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証が適切に行われていることを確かめています。
- ・監査責任者は、指摘された不備が監査意見の適切な形成に影響を与えていないこと、及び必要な措置が的確に講じられたことを確かめることとしております。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正リスクの対応状況を定期的な検証により以下に掲げる項目が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

- ・監査契約の新規の締結及び更新
- ・不正に関する教育・訓練
- ・業務の実施
- ・監査事務所間の引継

業務の品質の管理の実施に関する措置

- ・当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会の代表者が、当法人の品質管理のシステムの最終的な責任を負うこととしております。
- ・監査責任者は、実施する監査業務の全体的な質を合理的に確保するため、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負っております。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人では、品質管理規程において、監査業務の執行に際し担当外の者が不当な影響を及ぼすことのないよう適切な品質管理のシステムの整備及び運用を行う旨規定し、それぞれの専門要員は、担当外の監査業務の執行に不当な影響を及ぼしてはならない旨定めております。

- (4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和3年 12月 通常レビュー

令和元年 11月 フォローアップ・レビュー

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正である旨を、当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を持つ統括代表社員が確認しております。

## 5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項なし

- (2) 提携を開始した年月

該当事項なし

- (3) 提携上の提携の内容

該当事項なし

## 6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項なし

- (2) 提携を開始した年月

該当事項なし

(3) 業務上の提携の内容

該当事項なし

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

該当事項なし

## 二. 社員の概況

### 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
8人	0人	8人

### 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

該当事項なし

## 三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)双葉監査法人	東京都新宿区西新宿7丁目8番 12号 昇立西新宿ビル	8人	一人	8人	18人
(従)なし	-	-	-	-	-

## 四. 監査法人の組織の概要

別紙組織図参照

## 五. 財産の概況

### 1. 売上高の総額

(単位： 円)

	第25期 令和3年7月1日～ 令和4年6月30日	第26期 令和4年7月1日～ 令和5年6月30日
売上高		
監査証明業務	179,205,456 円	163,205,456 円
非監査証明業務	2,878,786 円	4,250,000 円
合 計	182,084,242 円	167,455,456 円

## 六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社毎日コムネット

堀田丸正株式会社

平和紙業株式会社

ティアンドエス株式会社

(別紙)

監査法人の組織図



